

議第91号

京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例
京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項前段及び第17条第 1 項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第17条の 2 第 2 項中「管理者」を「市長」に改める。

第18条第 1 項前段及び第19条第 1 項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第20条第 1 項前段中「前 4 条」を「第16条から前条まで」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第 4 項中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特定環境保全公共下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の第16条、第17条及び第18条から第20条までの規定は、平成26年 5 月 1 日（改正後の条例第21条第 5 項の規定により 2 月の污水排出量の認定を行う場合にあっては、同年 6 月 1 日。以下「適用日」という。）以後に認定する污水排出量に係る使用料について適用し、適用

日前に認定する汚水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要がある
るので提案する。